

令和6年度 春日市立春日東中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校のいじめの防止等のための対策に関する基本な方針を定める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じおそれがあるものであるという、いじめに対する認識を全教員で共有する。

また、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子にも、どの集団にも、どの学校でも起こりうる」という認識をもち、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

（1）「いじめ不登校対策委員会」

校長、教頭、主幹、学年主任、保健主事、生徒指導主事、各学年教育相談担当、不登校専任教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係職員で構成し、月に1度定期的を開催する。また、いじめ等が発見された際には、臨時で開催し、早期対応にあたる。毎年、3月のいじめ不登校対策委員会において、「いじめ防止基本方針」の見直しを図る。また、いじめに特化した無記名アンケート（学校生活を含める）、QU、保護者に対するいじめアンケート等のファイリングを行い、3年間管理する。

(2) 「生徒指導部会」

各学年生徒指導担当で構成し、週に1度定期的を開催する。いじめを含む問題行動への対応や未然防止について、学校としての共通した取り組みを行う。

(3) 関係機関との連携

① 春日市いじめ問題対策連絡協議会

② 春日市要保護児童対策連絡協議会 *①②は同じメンバーで構成されている

3 いじめの未然防止の取り組み

(1) わかる授業づくり（課題達成学習）

生徒一人一人が目標を設定し、主体的な活動を通して努力し、達成感や充実感を感じることのできる授業を実践していく。

(2) 道徳教育の充実

「いじめは行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒一人一人がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 生徒会活動の充実

体育会や文化発表会などの行事を生徒の主体的活動の場とし、仲間の必要性や周りに支えられていることへの感謝などを感じることでできる場とする。また、生徒会の常時活動や特別活動を通して、生徒一人一人に役割を与え、自己有用感が感じられるものとする。

(4) ネットによる誹謗中傷防止に関する講演

SNS（ライン・インスタグラム・ツイッター等）などの危険性や問題点を全校生徒対象に外部から専門的な講師を招き、講演を行う。その際、保護者の参加を促し、保護者にもスマートフォンなどを通してのネット上でのいじめの存在を認識してもらう。

4 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 生徒に対するアンケートの実施

いじめに特化した無記名アンケート（K I Z U N A）を月に1回行う。

(2) 保護者に対するアンケートの実施

いじめ早期発見に関するアンケートを保護者に記入してもらう。月に1回生徒に学校生活アンケートを行うときに保護者に配布し、全保護者回収を行う。

(3) 教育相談の実施

年に3回、生徒一人一人を学校生活に関して、担任が話をする時間を設ける。

(4) 成功学ノートの活用

学習時間、運動時間、起床就寝時間、学校生活、家庭学習などを毎日記入するノートを学校で制作し、担任だけではなく、保護者も目を通すようにし、生徒、保護者、教師の3者が連絡を密に行い、信頼関係をつくり上げる。

(5) 提言・相談ポストの設置

相談ポストを設置し、学校生活や友達関係で困っていることがあれば、投書できるようにする。定期的に生徒指導担当教師がチェックし、問題があれば即座に対応する。

(6) QUの実施

5 いじめに対する早期対応

| 対応の基本的流れ | | 対応の具体的内容と留意点 | |
|----------|------------------------|----------------|--|
| | いじめの事実発覚 | | |
| ① | 管理職(校長・教頭・教務主任)、生徒指導主事 | 連絡・相談 教育委員会 | ①②③いじめが発覚したら、いじめ不登校対策委員会を開き今後の対応を協議する。関係生徒への事実確認、今後の指導の行い方を協議する。 校長、教頭、主幹、学年主任、保健主事、生徒指導主事、各学年教育相談担当、不登校専任教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー |
| ② | いじめ不登校対策委員会 | | |
| ③ | 生徒指導部会 | | |
| ④ | 関係生徒への事実確認 | | |
| ⑤ | 被害生徒への教育相談 | | |
| ⑥ | 被害生徒の保護者への事実説明 | | |
| ⑦ | 被害生徒、保護者の意向確認 | | |
| ⑧ | 加害生徒保護者への連絡(召喚) | | |
| ⑨ | 指導、懲戒 | | |
| | | | ④事実確認を行い、被害生徒、加害生徒での事実のズレが生じないように事実を明確にする。状況に応じて、教育委員会へ報告。また、月はじめの月例報告時に書類を提出。 |
| | | | ⑤被害生徒が今後安心して学校生活を送れるように、状況に応じて適した教職員が相談を行う。 |
| | | | ⑥⑦いじめの事実、指導の経緯、今後の学校生活に関して、具体的に伝える。その後学校生活や加害生徒への指導など被害生徒の保護者の意向を確認する。 |
| | | | ⑧いじめの事実、指導の経緯、今後の学校生活に関して、具体的に伝える。状況に応じて保護者召喚を行い、今後の懲戒内容など学校の指導方針を伝える。 |
| | | | ⑨懲戒マニュアルに沿った指導を行うとともに、状況に応じて、学年集会や全校集会を行い、今後同じ問題が発生しないように啓発する。 |

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童等が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより児童等が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し出があったとき（保護者の申し出が適切であるか、学校として適切に判断する必要がある。）

(2) 重大事態への対応

- ① 教育委員会へ事態発生について報告する。（いじめ速報の提出）
- ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織（いじめ不登校対策委員会を基本とするもの）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けて児童等、その保護者に対して、適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な借置をとる。
 - * 報道機関への対応（ポジションペッパーの作成、記者会見、窓口の一元化）
 - * 被害生徒への支援（SC、SSW、県緊急カウンセラーの活用）